

～ワークブックをご活用いただくにあたり～

ワークブックをご使用いただく際には、パンフレット「どうぶつといっしょにくらそう」とともに以下をご参照いただき、子ども達への適切なご指導をお願い致します。

▼ワークブック P4, 5「みんなどんな気持ちかな？」 P6, 7「いっしょにくらそうね」では、動物を適正に扱うために必要な「5つの自由 (5 Freedoms)」と動物の愛護及び管理に関する法律の第7条で規定されている「動物の所有者や占有者の責務等」をもとに作成しています。

▼5つの自由とは・・・

国際的に認められている動物を適切に飼う（扱う）ための考え方です。動物が生きていくために必要な要求(基本的なニーズ)が満たされ、動物が心地よく安心・安全に暮らしているかを確かめるための指標となるものです。

・ 飢えや乾きからの自由 Freedom from Hunger and Thirst

その動物の種類や年齢、健康状態に合った適切なフードを与え、新鮮な水をいつでも飲めるようにすることです。

・ 不快からの自由 Freedom from Discomfort

その動物にとって適切な環境にし、清潔で安全快適な場所で、動物が快適に過ごせるようにすることです。

・ 痛み、負傷や病気からの自由 Freedom from Pain, Injury or Disease

その動物の健康状態を日頃からチェックし、病気を予防して、ケガや病気の場合は適切な治療を受けさせることです。

・ 恐怖や抑圧からの自由 Freedom from Fear and Distress

その動物が、恐怖や抑圧を受けないように、精神的苦痛や不安などの兆候を示さないようにすることです。

・ 本来の行動がとれる自由 Freedom to Express Normal Behavior

その動物の本能や習性に合った本来の行動がとれるようにすることです。

○参考パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2708a.html

▼動物の所有者や占有者の責務等

「動物愛護及び管理に関する法律」の中には所有者や占有者が守るべき責務があります。

- ① 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任を持って飼うこと
- ② 動物による危害や迷惑に発生を防止すること
- ③ 災害に備えること
- ④ 無闇に数を増やしたり繁殖させないこと
- ⑤ 動物による感染症の知識を持つこと
- ⑥ 動物が逃げたり迷子にならないようにすること
- ⑦ 動物の所有者を明らかにすること

以下にその内容が分かりやすく説明されていますので、ぜひご参照ください。

○参考パンフレット「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし 令和元年改正版」

【2】飼い主に守って欲しい7か条

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0210a.html

▼P4,5「みんなどんな気持ちかな？」

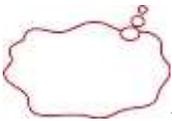
動物や人の気持ちを子どもたちに想像させることにご利用いただけます。

イラストの動物の状況や表情を見て、動物の気持ちや人の気持ちを想像して記入します。

●動物の気持ちは、雲形のふきだしで表しています。



イラストの青のふきだしの動物はポジティブ(うれしい、快適など)な気持ちです。



イラストの赤のふきだしの動物はネガティブ(怖い、寂しいなど)な気持ちです。

●人のセリフ(気持ち)はオレンジの四角のふきだしで表しています。



ポジティブ、ネガティブの区別はありません。

イラストでお伝えいただきたいポイントは以下になります。



【学校では・・・】

① ウサギは怖がりな動物です。飼育する際に大声を出したり、上から急に手を出すなどして驚かせないように注意する必要があることをお伝えください。

【家では・・・】

② 動物を飼ったら清潔で快適な飼育場所を用意してあげること、そして安心して寝ることができる環境が必要になります。

③ 食べている時や寝ている時にむやみに触らないほうが良いことも覚えておきましょう。

・毎日の世話をすることは大変ですが最期まで責任を持ちましょう。

【町の中では・・・】

- ・盲導犬などの身体障害者補助犬の存在も知ってもらえるよう一部吹き出しについては動物の気持ちを残しています。人のために働く犬についてもこの機会に知っていただけるとよいかと思えます。
- ④ 犬は全身が毛で覆われているだけでなく、人のように汗をかく汗腺が一部にしかありません。車の中だけでなく、室内での留守番、散歩に出かける時間等も考えなければなりません。
- ⑤ 知らない場所や飼い主から離れた犬は、とても不安で警戒心も強くなっています。むやみに近づくと咬傷事故につながる場合があります。P7 記載の「ちかづかない」「さわらない」、見つけたら大人に相談するようご指導ください。また、P8 にあるパンフレット「まいごにしないで」も参考にしてください。
- ⑥ リードをつけない犬の散歩を禁じている自治体もあります。犬には悪気はなくても、犬が嫌いな人や飛びつかれて怖い思いをする人がいることをお伝えください。
- ⑦ アカミミガメを例にあげ、捨てないこと（遺棄）への注意喚起をしています。P8 でご紹介している「外来種、なにがだめ？」等の啓発資料も併せてご参照ください。
[パンフレット・リーフレット | 日本の外来種対策 | 外来生物法 \(env.go.jp\)](#)
- ⑧ ハトなどへの餌やりは、周辺への迷惑になってしまいます。むやみに餌をあげないようにしましょう。
- ⑨ 犬が吠えるのには理由があります。痛みや病気はないか獣医師に相談したり、十分な運動や遊びを取り入れ犬に必要なニーズを満たしているか等についても再確認をしましょう。社会の一員として周りに迷惑をかけることなく一緒に暮らすために必要なしつけ（トレーニング）を行う際は、罰などを与え叱るのではなく、普段からごはんやおやつなどを上手に使って褒めて行いましょう。
- ⑩ 動物が好き、動物が嫌いなど、社会には人によって様々な感じ方があることをお伝えください。

▼P6,7「いっしょにくらそうね」

一部のイラストを塗り絵としてお使いいただけます。色を塗りながら、動物と共生するために必要なことを楽しく学習できます。